

京都市会告示第2号

地方自治法第74条第4項に基づき、条例改正の請求代表者に意見を述べる機会を与えることに決定しましたので、地方自治法施行令第98条の2第1項の規定に基づき、次のとおり告示します。

平成23年1月24日

京都市会議長 加藤 盛司

1 日時

平成23年1月26日（水） 午前10時

2 場所

京都市会第5会議室

3 事件名

議第316号 京都市会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき市会議員の数に関する条例の一部を改正する条例の制定の請求について

4 意見を述べる機会を与える請求代表者の数

6名以内

5 意見を述べる時間

全体で30分以内

(市会事務局議事課)